

パブリックコメント実施結果

1 題名 水戸市議会基本条例

2 案の公表日 令和7年12月10日（意見提出期限：令和7年11月21日）

(政策等を定める場合)

3 市民等からの意見数

計 7人 32件

(1) 郵送	1人	1件
(2) FAX	人	件
(3) オンライン	5人	30件
(4) 直接提出	1人	1件

4 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市議会の考え方（対応）
行政は、生活文化、健康、防災、自治、将来の価値変化にも目を配って、各地域での現状を踏まえ議論に生かしてほしい。	議員の活動原則として、条例第5条第2項第1号に「市民の意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って市政への反映に努めること。」を規定しています。
「市長等との関係」において、「緊張感のある関係を構築」とあるが、具体的にどのような関係を指すのか、また、そうした関係を維持するためにどのような方法が採られるか条例で明確にしてほしい。	二元代表制では、住民を代表する市長と市議会が、適度の緊張感とバランスを保ちながら、対等の関係となることが求められます。具体的には、議会が、条例第15条及び第16条に規定する議決、検査、調査などの権限の行使とともに、第17条に規定する政策立案等を行うことで、市長と対等で緊張感のある関係を構築するものです。 また、その実現に向け、第21条において、「市長等の事務の執行の監視及び政策立案等に係る機能の強化に不断に努める」ことを議会の責務として規定しています。

国會議員は定数削減に向けた検討を始めたが、市議会は議会改革に取り組む中で、議員定数の見直しは行わないのか。	条例第25条において、「議員の定数は、市政の現状及び課題を十分に考慮するとともに、市民の意見を議会に反映させができるものとなるよう定めなければならぬ。」と規定しており、この規定に基づき現在の定数は28名としています。
基本理念の「市民の意見」を「市民（納税者）の意見」としてほしい。	条例第1条に規定しているように、本条例の最終的な目的は、市政の発展と市民福祉の向上に寄与することであり、納税者の意見のみを優遇することは適当でないと考えます。 また、納税者だけを市民とみなす誤解を与えるような表現も条例として適当でないと考えます。
新たな規制をするときに既存の2つの規制を廃止又は緩和させることを義務付けてほしい。（「2対1ルールの導入」）	市民の活動を規制する政策や条例等の審議に当たっては、単なる数量の比較ではなく、市政の発展及び市民福祉の向上に必要なものであるか、個別具体的に判断されるべきものと考えます。 このため、規制の総量を削減するためのいわゆる2対1ルールについて、本条例に位置付けることは適当でないと考えます。
市議会ホームページ上の議員名簿欄にメールアドレスの記載を求める。	条例第13条に規定する情報の提供及び公開に関する御意見として承ります。
一般質問への一問一答方式の導入を実施してほしい。	条例第8条において、「本会議において質問又は質疑を行うに当たっては、その論点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行う」ことを規定しております。 なお、令和7年第4回定期会から、一般質問を対象に、議員の選択制により、一問一答方式を導入しています。
閉会中に議長を経由して市長等に文章による質問をして答弁を求める文章質問の導入をしてほしい。	条例第7条に規定しているように、議会は言論の府であるため、対話により議論を行うことが基本となります。 なお、本市議会は閉会中も毎月常任委員会を開催しており、委員会が所管する事項について、執行機関と協議を行っています。

予算決算委員会を導入してほしい。	<p>委員会の設置については、水戸市議会委員会条例で規定しています。</p> <p>なお、予算については所管する各常任委員会で、決算については特別委員会を設置してそれぞれ審査を行っています。</p>
事務事業評価を実施するとともに、市民（納税者）への公表を行ってほしい。	<p>条例第 16 条において、「議会は議決、検査、調査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行の監視を行うとともに、その効果について常に検証し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるよう市長等に求める」ことを規定しています。</p> <p>現在のところ、本市議会において事務事業評価を行う予定はありませんが、各事業の効果の検証に必要な手法の検討を進めます。</p>
年 4 回の市議会定例会と各月 1 回程度の委員会への参加で、現在の報酬額は破格である。報酬額はどのようにして決まり、どのように見直すのか、市民に明らかにすべきと考える。	<p>条例第 26 条において、「議員報酬は、市民の負託に応えるための議員の活動への対価であることを基本とし、社会経済情勢、本市の財政状況等を勘案して定めなければならない」ことを規定しています。</p>
意見交換会を年 1 回以上開催する等、双方向性の強化により、市民の声を制度として議会に反映させるべきである。	<p>条例第 11 条第 1 項において、「市民の意見等を議会の活動に反映させることができるよう、市民との対話の場を設ける等市民が議会の活動に参加する機会の充実を図ることを規定しています。</p>
請願・陳情を市民による政策提案として位置付けてほしい。	<p>御提案は、議会改革調査特別委員会において検討したもの、個人的な要望等が多く見られる近年の陳情の提出状況から本条例への位置付けが見送られました。</p> <p>その一方で、条例第 11 条第 3 項に提出者の意見を聞くことができる規定を設け、請願・陳情の内容に応じて、議会が対応できるようにしています。</p>

請願・陳情の提出者の意見聴取を条例で義務化してほしい。	<p>請願・陳情の内容は多岐にわたり、また、個人情報に配慮を要する事例なども見受けられることから、意見聴取の義務化には慎重な検討が必要であり、規定しておりません。</p> <p>条例第11条第3項において、請願・陳情の提出者の意見を聞くことができる規定を設け、その内容に応じて、議会が対応できるようにしています。</p>
議題となる資料の事前提供など、市民参加のハードルを下げる工夫が必要である。	<p>条例第13条において、「市民への情報の公開を積極的に推進するため、あらかじめ、会議等の日程、議題等を市民に周知することを規定しています。</p> <p>なお、市議会に提出される議案については、原則として、議会の招集告示日に市のホームページで公開しています。</p>
常任委員会、特別委員会の公開及び傍聴人の発言許可制の導入を求める。	<p>常任委員会及び特別委員会は、原則公開で運営しています。</p> <p>なお、傍聴人の発言について、認めない取扱いとしています。</p>
NPOや市民団体との意見交換会の制度化を求める。	<p>条例第11条第1項において、「市民の意見等を議会の活動に反映できるよう、市民との対話の場を設ける等市民が議会の活動に参加する機会の充実を図る」ことを規定しています。</p>
請願・陳情の書類が難しく、市民にとって負担が大きい。	<p>請願・陳情の書式は市議会ホームページ上で、記載例を解説しているとともに、オンラインでの提出も可能となっています。</p> <p>引き続き、提出者の負担軽減に努めます。</p>
障害者への合理的配慮を求める。	<p>障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供として、傍聴席に車椅子専用のスペースを設けるとともに、難聴者や聞こえに不安のある方を対象に、発言内容の字幕表示を行うなどの取組を行っています。</p> <p>引き続き、アクセス・フォー・オールの考え方の下、取組を進めます。</p>

平易な文書や対話型の説明会の実施が必要である。	条例第7条において、議会運営の基本方針として、市民に分かりやすい運営に努めることを規定するとともに、第11条第1項において、「市民との対話の場を設ける等市民が議会の活動に参加する機会の充実を図る」ことを規定しています。
議案に対する議員の賛否を公開し、市民が議員を評価できるようにしてほしい。	条例第12条に規定する広報及び広聴の充実及び第13条に規定する情報の提供及び公開に係る御提案として承ります。
議会図書室を市民に開放することに加え、電子図書室を整備してほしい。	条例第29条において、議会図書室の充実について規定しており、御提案の電子図書室については、御提案として承ります。 なお、議会図書室は、議会会期中を除き、原則として市民に開放しています。
議会だより、ホームページ、SNSなど複数媒体で広報すべきである。	条例第12条において、「情報通信技術の活用により広報及び広聴の充実に努める」ことを規定しています。
会議資料や議題の要約を分かりやすく公開してほしい。	条例第7条において、議会運営の基本方針として、市民に分かりやすい運営に努めることを規定するとともに、第13条第2項において、「会議等で用いた資料の積極的かつ速やかな公開に努める」ことを規定しています。
大規模災害や感染症のまん延時にオンライン議会を可能とする規定を条例に設ける必要があるのではないか。	地方自治法第113条において、本会議の開催に当たり、議員定数の半数以上の出席が要件とされており、この場合の出席は、現に議場にいることと解されています。このため、オンラインによる方法で本会議を開催するためには、地方自治法の改正等が必要となります。 なお、委員会については、水戸市議会会議規則及び水戸市議会委員会条例により、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が開催場所に参集することが困難な場合にオンラインによる方法で開催することが可能となっています。

<p>市長の政策決定過程の説明を義務化すべきである。</p>	<p>条例第16条において、「議会は議決、検査、調査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行の監視を行うとともに、その効果について常に検証し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるよう市長等に求める」ことを規定しています。</p>
<p>本会議における逆質問制度を導入するとともに、議員間討論を促進してほしい。</p>	<p>令和7年第4回定例会から一般質問に一問一答方式を導入したことに伴い、執行機関の出席説明員が、議員に反問権を行使できるようになりました。</p> <p>また、議員間討議の促進については、議員の活動原則として、条例第5条第2項第2号に規定するとともに、議会及び委員会運営の基本方針として、第7条第1項及び第9条第3項にそれぞれ規定しています。</p>
<p>市政における唯一の議事機関である責任を明確にすべきである。</p>	<p>条例前文において、本条例を制定するに当たっての決意を明らかにするとともに、条例第3条の基本理念において、「市長等と対等の立場にある議事機関として、市民の負託に的確に応え、公平かつ公正な議論を尽くすことにより、真の地方自治の実現を目指す」と規定しており、市議会としての責任を明らかにしています。</p>
<p>基本理念に、透明性・公正性を盛り込むべきである。</p>	<p>議会の活動原則として、条例第4条第2項に「公正性及び透明性を確保すること。」を規定しています。</p>
<p>議会の役割、市民と議会の関係、議会と市長等との関係について、以下を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は市民の総意を決定（議決）することについて、市民から負託を受けていること。 ・議会の総意（議決）は、市長等が市政を執行するに当たっての全ての基準になること。 ・総意に関して一番重要なものは、実現を目指す（理想とする）水戸市の姿であること。 ・議会と市長は、それぞれ役割が違うことを前提として原則協力関係にあること。 	<p>御提案の一部について、議会が市長に対し優越するかのような表現が見受けられ、現在の地方自治制度における二元代表制の在り方とかい離している箇所が見受けられます。</p> <p>本市議会では、地方自治法をはじめとする関係法令との整合を図りながら、議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会及び議員の活動のより一層の充実及び活性化を図り、市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的として、本条例を制定するものです。</p>

市補助金の透明性を高めるために、「補助金一覧表」の作成・公表を市長等に要求してほしい。

補助金及び負担金の一覧については、予算及び決算の審査資料として、執行機関から提出を受けています。

なお、当該一覧については、予算審査に係る資料として市のホームページで公表しています。

お問合せ先 議会事務局議事課

担当 大嶋、武田

電話 029-232-9248